

## 清掃時の公衆トイレ使用でのトラブルについて

京都市からの連絡です。

最近、京都市が所管する**公衆トイレの清掃時の対応を巡り、タクシー運転者が清掃員を突き飛ばす/暴言を吐くなどの事案**が相次いで発生しています。

事案の1つは、**11月23日15時頃、三十三間堂前の男性用公衆トイレ清掃中の事案**です。通常、清掃作業中に床が水で濡れている際は、転倒事故等防止のためふき取りまでの間、一時利用を制限する場合がありますが、当該運転者が無断で使用し、それを注意したところ暴言を吐かれたものです。

もう1つは、**11月29日の午前8時半ごろ発生した、大和大路七条北東角の多目的トイレ清掃中の事案**で、同じく清掃中であることから利用制限している旨を説明したところ、清掃員を突き飛ばして使用したものです。

どんな理由があっても**一方的に暴力をふるったり、暴言を吐くようなことは許されません**。今回の事案は、同一事業者所属であることが判明していますが、このような乱暴な振る舞いは業界への信用失墜行為にあたります。同様の事案が再発しないよう各事業者/事業者団体で、より一層、モラル向上のための取組をお願いします。

以上

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

## 近鉄桃山御陵駅前のタクシー待機について(案)

近鉄桃山御陵駅前のタクシー待機については、正規ののりばでない旨も含め、度を越えた待機行為だけではなく喫煙などの待機マナーに対しても注意喚起/現地指導を継続しています。現在、同地では、歩道拡幅/車線幅員縮小を主体とした道路整備に着手しており、これにはのりばの新設や乱横断防止柵の設置も含まれています。その一方で、地域住民からはタクシーの待機マナーの悪さから風致低下を懸念し**のりばの新設を疑問視する声**も出ています。

こうした状況のなか、京都運輸支局・京都市道路環境整備課・京都府警・業務センターなどの関係者が集まり、同駅前の**タクシー待機の実態調査**の報告が行われました。9月に実施した調査では時間内に**延べ140台のタクシー**が確認され、約5割が法人タクシー、その9割近くを特定会社が占めることが報告されました。

報告を受け、関係者協議として当該会社に対して**違法待機解消に向けた運行管理/指導を行うよう申入**が行われ、その**直後から如実な結果**が出ています。

残る半数を占める個人事業者やその他の法人各社に対しては、**随時、当センターによる直接啓発活動を行うとともに、度を越えた待機車両に対しては検挙を含めあらゆる対応**を検討しています。

ちなみに、所轄には「**(待機車両の為)すれ違いができない・困難**」「**車両から離れ喫煙や談笑している**」「**ゴミのポイ捨て/喫煙**」「**(車庫前・自宅前)での駐停車**」など多くの苦情が寄せられており、対応も含めて現状を厳しく捉えている模様です。一般論として対応義務もあり、まずは**苦情が発生する素地を改善する必要**があるとの認識です。同地を利用される運転者の方は、自らの行動で仕事を狭くしている現状をご理解いただき、地域社会に歓迎されるような営業に改めていただく事を期待します。

以上

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

## 北大路 VIVRE 前のりばの喫煙・待機マナーについて (案)

キタオオジタウン利用のお客様からの苦情です。

最近、敷地内に設置されている **VIVRE 前のタクシーのりば内で喫煙**するタクシードライバーが増加し、のりばを利用されるお客様や付近を歩かれる地元の方からも苦情が入っています。当センターでも通達 (R03-24「北大路のりばでの喫煙について」) で注意喚起し、所属ののりば指導員も現地指導に赴いています。施設側でも **警備員の方が巡回し、喫煙禁止の警告ビラを配布**するなど再発防止に努めておられましたが、一部の運転者が **施設前の歩道上や車両内・施設内の物陰で喫煙を続けるなど悪質化**が進行して模様です。また、喫煙以外でも、**車両を離れてのりば内外で集団で談笑する行為が常態化**しており、「付近の通行が怖い」「のりばを利用しづらい」といった指摘もいただいています

いまさら指摘するまでもなく、歩道上での喫煙は市条例によって禁止されていますし、営業中のタクシー車両内は勿論、休憩中であっても車内喫煙は認められません。施設側でも警備員の巡回の際に喫煙行為を発見した場合、**タクシーのりばへの入構差し止め**の方針を打ち出されていますが、今後も喫煙や待機談笑行為が継続するようであれば、施設の評判にも関わることから、のりば施設の改廃も検討されているようです。実際、苦情を寄せられる方の中には、**のりば利用を避け、流し営業の車両を選ぶ**と話すお客様もいることから、一部の不心得な運転者により、全員が大きな被害を被ることにもなりかねません。

自身の営業のためにも、のりばを使用する者同士で注意しあい、お客さまはもちろん、もが気持ちよく利用できる施設設備運営に努めていただきたいと強く要望します。

以上